

# 2023年版 包括外部監査の通信簿 結果発表

全国市民オンブズマン連絡会議  
包括外部監査評価班  
代表 弁護士 光成 卓明

## 1. 「通信簿」の目的

(1) 平成11年度の地方自治法改正により、中核市以上の自治体に、弁護士や公認会計士など「外部監査人」による「包括外部監査」が義務づけられた。この外部監査人が市民のための自治体の「お目付役」となれるのか、それとも従前の監査委員の「屋上屋」や「税の無駄遣い」になってしまうのかは、それを視る市民自身の監視の力によるものである。全国の自治体の財政をはじめとする行政の刷新と改善にどれだけ役立つのかを注目し、平成11年度以来、包括外部監査の報告について市民オンブズマンによる通信簿を作成した。

(2) さらに、全国の包括外部監査実施自治体の監査報告の活用度を調査した。具体的には令和2年度の監査報告書の結果(指摘事項・意見)について当該自治体がどのように措置結果公表したかを評価し通信簿に加えた。監査委員らに通知している措置の公表されたものを中心に①HPでのアクセス性、②逐一の指摘事項や意見への対応措置の記載の明確性、③市民に対する説明責任を果たしている程度について評価した。これにより自治体が包括外部監査をどう活用したかがわかる通信簿となった。

## 2. 「包括外部監査評価班」について

全国市民オンブズマン連絡会議に加盟する各市民オンブズマンのメンバー有志22名。弁護士・公認会計士・税理士・市議会議員・市民オンブズパーソンらで構成している。

## 3. 評価対象

(1) 令和4年度包括外部監査実施全自治体 134自治体(47都道府県、20政令市、62中核市、5条例制定自治体)の全監査報告書 135テーマ

(2) 令和2年度の包括外部監査実施自治体(132自治体)の監査報告書(134テーマ)に対する実施自治体(行政当局)の措置通知等(原則として令和5年3月31日までに公表されたもの)の対応状況

## 4. 評価の手順と基準

### (1) 包括外部監査報告書

包括外部監査は地方自治体の事務事業における①真実性、②適法性、③有効性、④効率性、⑤経済性の検証と充実度の観点から監査することになっている。それら監査報告書を、相対比較、対象の難易度を含め、批判的に評価し、かつ各監査報告書を複数人が確認し、評価の客観化に努めた。そして、共通の対象テーマごとに相対比較も行った。

- ① 対象の選定は適切で、監査する意義があるか
  - i 対象の選定にあたって具体的な目的意識があるか。
  - ii 対象の規模・性格に、外部監査する価値があるか。
  - iii 監査対象の範囲は適切に設定されているか。
- ② 監査が充実し、評価が適切であるか
  - i 事実・実態の把握が、遺漏なく緻密に行われているか。
  - ii 適法性の検証が十分に行われているか。
  - iii 3Eの検証が十分に行われているか。
  - iv 監査の視点・手法に斬新さがあるか。過去の優れた監査例が参考にされているか。
  - v 指摘・意見は直截に具体的に述べられているか。実行可能性があるか。
  - vi 個々の問題事例からフィードバックして、一般的・構造的な問題として把握されているか。
  - vii 問題発生に至る経緯・意思形成過程と責任の所在が検証されているか。
  - viii 監査人が過度に安易に妥協をしていないか。
  - ix 当年度の監査対象が過年度に行われた包括外部監査の監査対象になっている場合、過年度監査の指摘・意見に対する措置と措置報告の状況が点検されているか。

- ③ 報告書・意見書の記述は、適切でわかりやすいか。
  - i 自治体や市民が読んで理解しやすい記述になっているか。
  - ii 問題点や指摘・意見の記述は明瞭か。遺漏はないか。
  - iii 監査の視点やプロセスが十分に説明されているか。
- ④ その他
  - i 監査及び監査報告が誠実に行われているか。
  - ii 監査報告において、対象が過度に秘匿されていないか。
  - iii 報酬額と比して明らかに業務量・成果の多い、あるいは乏しい監査報告であるか。
  - iv 検証の過程で、監査人の見解を対象部局に開示してその見解を求め、その回答に対してさらにフィードバックを行って監査人の見解を示しているか。
  - v 他の自治体との比較検討が行われているか。
  - vi 監査テーマの監査を遂げるために必要な補助者が適切に選任されているか。

全監査報告書を検討の結果、有用性の高いものに「活用賞」、さらに特に優れたものに「優秀賞」、そしてその中最優秀監査報告書に「オンブズマン大賞」を贈り、逆に欠点が目立ち是非改善してほしい監査には「改善要望」を出すことにした。

## (2)自治体の措置対応

包括外部監査報告書の結果について、自治体(行政当局)がどのような措置をとり、市民に公表しているかについて①HPでのアクセス性、②逐一の指摘事項や改善のための意見について対応した措置の内容の明確性、③市民に対する説明責任を果たしているかの3点に注目し、各①～③につき個別評価した上で、②③をより重視して、総合評価として、

- A…「良」
- B…「普通(さらに改良が望まれる)」
- C…「改善を要する」
- D…「抜本的に改善を要する」
- E…「ゼロ評価、最悪で失格」

の5段階評価をした。

なお、①HPでのアクセス性は、自治体HP上での措置報告へのアクセスしやすさを以下評価基準で評価した。

- A: 容易に、全部の措置データに行きつける。
- B: 概ね容易に全部の措置データに行きつけるが、途中で迷いやすい場面がある。
- C: 一般市民の場合、全部の措置データに行きつけない可能性がある。
- D: 班員でも、全部の措置データに行きつけない可能性がある。
- E: 措置データの一部が掲載されていない。

次に②措置対応度は、指摘事項・意見にどの程度対応しているかを評価した。

100%対応しているはA、80%以上対応しているはB、50%以上対応しているはC、50%未満の対応であるはD、全く対応していないはEとした。

さらに、③説明責任は、良い(報告内容のほぼ全部が評価できる)をA、普通(評価できない報告が全体の20%未満)をB、不十分(評価できない措置報告が全体の20%以上50%未満)をC、非常に不十分(評価できない報告が全体の50%以上)をDとし、報告が全くない(「措置対応度」のE評価に連動する)はEとした。

上記①②③の評価は、その自治体が外部監査を活用し市民に対する説明責任を果たすという価値付けでは重さが異なり、①②は同倍、③は①②の3倍の価値があるとして総合評価をすることにして、A～Eの評価をした。

## 5. 評価結果

### (1) 包括外部監査報告書の評価結果

① 令和4年度の各自治体の包括外部監査テーマ及びその評価は別紙一覧のとおりである。

優秀賞3自治体3テーマ、活用賞23自治体23テーマであり、一方、改善要望12自治体12テーマであった。毎年優秀賞の中でも最も優れた報告書に対し「オンブズマン大賞」を授与しているが、本年度は尾藤望氏(岐阜県包括外部監査人)をオンブズマン大賞とした。2023年9月23日・24日に現地とオンラインで行う「第30回全国市民オンブズマン仙台大会2023」にて結果発表を行う。

② 「オンブズマン功労賞」について

3年間同じ監査人が続けて優秀賞又は活用賞を受賞された場合にはオンブズマン功労賞を贈っている。

令和2年度～令和4年度の3年連続で活用賞以上を受賞した該当者は、3名(川口 明浩氏(千葉市)、塩塚 正康氏(福岡市)、竹中 雅史氏(岐阜市))であった。

### (2) 自治体の措置対応の評価結果

各自治体の令和2年度包括外部監査への措置対応に対するA～E評価は別紙「包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表」のとおりである。

総合評価の結果、Aランクになったのは、青森県、秋田県、埼玉県、東京都、岐阜県、静岡県、和歌山県、徳島県、千葉市、新潟市、浜松市、神戸市、盛岡市、甲府市、岐阜市、豊中市、八尾市、東大阪市、尼崎市、松江市、宮崎市、那覇市、東京都大田区の23自治体である。

過年の通信簿では先進的に措置対応が優れたものに「措置模範賞」や外部監査への措置が同年内で最高(第一位)とみられたものには「オンブズマン大賞」ないし「措置模範大賞」を贈った。本年度は、措置模範賞を東京都大田区に贈る。

一方、2018年版のイエローブックから措置が形ばかりで内容が乏しいのは首長の政治責任を伴うとして、2年にわたりD、E評価のものについては、首長自身に対しイエローカード、3年にわたるものはレッドカードを宣することとした。そこで、評価班は2年連続で総合D以下の評価の1自治体(静岡市)と3年連続で総合D以下の評価5自治体(沖縄県、仙台市、八王子市、高松市、長崎市)の首長に対し、改善を求める要望書を送付する。

## 6 インターネットを用いた市民からの幅広い寄付で冊子が完成

当評価班はボランティアで運営されているが、班員の交通費や印刷代などは冊子販売費だけではまかなえず赤字が続いていたため、評価班の解散も検討された。状況を改善するため今回もイエローブック製作にあたりインターネットで支援金を求めるクラウドファンディング「READY FOR」の協力を得て広く市民に支援を求めたところ、「READY FOR」以外も含めて合計で114名、1,756,804円もの支援をいただくことができ、冊子発行が可能となった。感謝申し上げますとともに、寄付者氏名を巻末に掲載した。

## 7 冊子販売について

上記評価の詳細を記載し、全包括外部監査報告書を収録したDVDを付録に付けた冊子を6,000円(税込)で販売している。昨年度から、DVD単体でも販売をはじめた(3,000円)。申し込みは全国市民オンブズマン連絡会議のウェブから可能である。<http://www.ombudsman.jp/> 外部監査人だけでなく、役所をチェックする議員や、市民オンブズマン、研究者、マスコミからも大好評を得ている。ぜひ購入して、他自治体でのチェック項目を自分が住む自治体のチェックに活用していただきたい。

## 令和4年度 監査テーマ・評価一覧表

自治体名	包括外部監査テーマ	評価
岐阜県	1 岐阜県の防災に関する事業(災害予防・災害応急対策・災害復旧)	オンブズマン大賞
愛知県	1 債権の管理回収について ～未収金の解消に向けた取組の対象となりうる債権を中心に～	優秀賞
東京都 大田区	1 区政におけるガバナンス視点の浸透とその文脈での行政機構の内部統制制度の構築の状況ならびに運用実態の妥当性について	優秀賞
山梨県	1 税外債権の管理に関する財務事務の執行について	活用賞
兵庫県	1 港湾事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について	活用賞
広島県	1 「広島県みなと・空港振興プラン2021」における『みなと振興』に関連する事業(港湾特別整備事業費特別会計含む。)に係る財務事務の執行及び経営管理について	活用賞
山口県	1 デジタル化の推進に関する施策に係る財務事務の執行について	活用賞
大分県	1 外郭団体の適切かつ効率的な運営と内部統制について	活用賞
沖縄県	1 公社等外郭団体に関する財務事務の執行について	活用賞
千葉市	1 一般会計、特別会計及び企業会計における収入未済額の管理に係る事務の執行について	活用賞
川崎市	1 子ども・若者及び子育て支援に係る財務事務の執行について	活用賞
浜松市	1 防災及び危機管理に係る事務の執行について	活用賞
大阪市	1 「大阪市地域防災アクションプランVer.2.0」を中心とする防災に関する事務事業の検証	活用賞
堺市	1 外郭団体に関する事務の執行について	活用賞
福岡市	1 補助金、負担金、交付金等に係る財務事務の執行について	活用賞
青森市	1 地球環境対策と一般廃棄物処理に係る財務事務の執行について	活用賞
八戸市	1 教育委員会の財務事務の執行について	活用賞
船橋市	1 船橋市の社会教育施設(公民館、図書館、文化施設、青少年教育施設及び博物館)の管理運営及び生涯学習部が実施する社会教育事業に係る財務事務の執行について	活用賞
横須賀市	1 子ども・子育て支援施策に関する財務事務の執行について	活用賞
富山市	1 指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について	活用賞
福井市	1 農林水産事業に係る事務の執行について	活用賞
岐阜市	1 岐阜市の包括外部監査の結果に対する措置状況	活用賞
呉市	1 債権管理に関する事務の執行について	活用賞
下関市	1 遊休不動産の管理・処分等に係る財務事務の執行について	活用賞
大分市	1 農林水産業の振興に関する事務の執行について	活用賞
那覇市	1 出資団体及び財政的援助団体に係る財務事務の執行について	活用賞
青森県	1 県営住宅及び特定公共賃貸住宅に関する財務事務の執行について	—
岩手県	1 県下水道事業に係る財産事務の執行及び管理の状況について	—
秋田県	1 第3期ふるさと秋田元気創造プラン「新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」に関する財務事務の執行並びに事業の管理について	—
山形県	1 障がい福祉事業に係る財務事務の執行状況について	—
福島県	1 公社等外郭団体の財務事務の執行及び事務の管理について	—
栃木県	1 教育の振興に係る事務の執行及び事業の管理について	—
群馬県	1 子育て支援施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について	—
埼玉県	1 農林業振興政策に係る財務事務の執行について	—
千葉県	1 ICTを活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について (特定部局におけるリスクの高い特定の行政分野・事務の執行にICTが効果的に組み込まれ、活用され、適時適切に改造されているかという状況の検証を含む。)	—
東京都	1 港湾局の事業に関する事務の執行並びに株式会社東京臨海ホールディングス及び東京港埠頭株式会社の経営管理について	—
神奈川県	1 水道事業に関する財務事務の執行について	—
新潟県	1 出資法人に係る財務事務の執行及び管理の状況	—
富山県	1 人口減少・高齢化した社会における雇用の推進・確保及び人材育成のための施策及び事業に関する事務の執行について	—
石川県	1 財政的援助団体に係る財務事務の執行並びに事業の管理について	—
福井県	1 スポーツ関連施設の財務事務の執行および管理運営の状況について	—
長野県	1 「次代へつなぐ信州農業」に係る財務事務の執行 ～信州農業の付加価値の向上を目指して～	—
静岡県	1 産業振興に関する施策の財務事務の執行について	—
三重県	1 観光振興・観光関連事業に関する事務の執行について	—
滋賀県	1 農政水産部における財務事務の執行について	—
京都府	1 府税事務所等のあり方について	—
大阪府	1 警察本部の所管事業に関する財務事務の執行について	—
奈良県	1 使用料及び利用料金に係る財務事務の執行について	—
鳥取県	1 強い農林水産業の実現に向けた事業に係る財務事務の執行について	—

自治体名	包括外部監査テーマ	評価
島根県	1 島根県の住宅施策に関する事務事業について	—
岡山県	1 岡山県の中小企業の振興及び支援に関する財務事務の執行及び事業の管理について	—
徳島県	1 環境政策に関する事務の執行について	—
香川県	1 産業振興施策に関する財務事務の執行について	—
愛媛県	1 県単独補助金等について	—
福岡県	1 県有施設の管理運営に関する財務事務の執行について	—
佐賀県	1 公有財産の事務執行及び管理について(固定資産台帳の整備状況を含む)	—
長崎県	1 長崎県の離島・半島振興に関する事務の執行について	—
熊本県	1 公有財産に係る財務事務の執行及び管理について	—
宮崎県	1 公社等に関する財務事務の執行等について	—
鹿児島県	1 公の施設の管理・運営に係るコスト情報及び事業の執行について	—
札幌市	1 中央卸売市場事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	—
	2 農業振興に関する財務事務の執行について	
仙台市	1 下水道事業に関する財務事務の執行について	—
さいたま市	1 高齢者福祉事業の財務事務の執行について	—
横浜市	1 横浜市の公園・緑地及び公園施設等についての整備、維持管理等における財務の執行状況について	—
相模原市	1 まちづくりに関する諸施策に係る事務の執行について	—
新潟市	1 経済政策に関する事務の執行について	—
静岡市	1 市長部局及び公営企業における財務事務に関する内部統制の整備状況および運用状況について	—
名古屋市	1 防災に関する財務事務の執行	—
京都市	1 水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	—
神戸市	1 社会福祉法人への補助金にかかる事務の執行について	—
岡山市	1 出資金及び基金の執行・管理・運営について	—
広島市	1 財産に関する事務の執行及び管理について	—
北九州市	1 環境対策事業及び廃棄物処理に関する財務事務の執行について	—
熊本市	1 産業振興に関する施策に係る事務の執行について	—
旭川市	1 社会教育行政に関する事業の事務の執行について	—
盛岡市	1 盛岡市の農林業の振興に関する財務事務の執行について	—
秋田市	1 補助金、負担金及び交付金の財務に関する事務の執行について	—
山形市	1 水道事業に関する財務事務の執行及び経営管理について	—
福島市	1 水道事業、下水道事業に係る財務事務の執行状況及び事業の管理運営について	—
いわき市	1 消防事業に関する財務事務の執行について	—
水戸市	1 水戸市上下水道局における財務事務の執行及び管理の状況について	—
宇都宮市	1 市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国民健康保険税等に関する事務の執行について	—
前橋市	1 前橋市教育委員会の学校教育及び前橋市立図書館に関する財務事務の執行について	—
高崎市	1 学校教育に関する事務の執行について	—
川越市	1 環境部の実施する事業の管理及び財務事務の執行について	—
川口市	1 川口市水道事業及び下水道事業等に係る財務事務の執行及び経営管理について	—
越谷市	1 下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る管理について	—
柏市	1 防災に関する事業の財務事務の執行について	—
長野市	1 行政DXを見据えた、業務に関連する法令・マニュアル等内部統制の状況及び今後のあるべき姿について	—
松本市	1 公共施設等の維持管理に関する財務事務の執行について	—
豊橋市	1 来館施設の管理運営に関する財務事務の執行について	—
岡崎市	1 補助金等に係る財務事務の執行について	—
一宮市	1 補助金に係る事務の執行について	—
豊田市	1 産業振興事業、商業活性化事業及び観光振興事業に関する財務事務の執行について	—
大津市	1 大津市道路及び交通に関する財務事務の執行について	—
豊中市	1 豊中市強靱化地域計画に関する施策に係る財務事務の執行について	—
吹田市	1 指定管理者制度の運用に関する事務の執行について	—
高槻市	1 市民生活に密着した窓口業務に関する財務事務及び管理について	—
枚方市	1 委託料に係る財務事務の執行について	—
八尾市	1 財産の管理及び運用に係る事務の執行について	—
寝屋川市	1 寝屋川市の債権管理事務について	—
東大阪市	1 東大阪市の市税の賦課徴収等に係る財務事務の執行及び管理の状況について	—
姫路市	1 財産に関する財務事務等の執行について	—
尼崎市	1 市税の賦課・徴収に関する事務の執行について	—
明石市	1 下水道事業に関する財務事務の執行について	—

自治体名	包括外部監査テーマ	評価
西宮市	1 生涯学習、文化芸術、スポーツ及び産業に関する事務事業について	—
奈良市	1 防災に関する事業の財務事務の執行について	—
和歌山市	1 情報システムに関する事務の執行について	—
鳥取市	1 幼児・児童及び高齢者の福祉事業に関する事務の執行について	—
松江市	1 基金の管理と運用に関する事務の執行について	—
倉敷市	1 市立学校の管理・運営等に係る財務事務の執行について	—
福山市	1 防災に関する事務の執行について	—
高松市	1 高松市の外郭団体等に係る財務に関する事務の執行及び当該団体の出納その他の事務の執行について	—
松山市	1 インフラ施設(一般会計施設)の管理運営に関する財務事務の執行について	—
高知市	1 学校教育に関する事務の執行について	—
久留米市	1 商工行政に関する事務の執行について	—
長崎市	1 出資団体における事務の執行について	—
宮崎市	1 学校教育における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について	—
鹿児島市	1 一般廃棄物(ごみ及び生活排水)処理についての事業の執行を中心に環境問題に対する取組について	—
東京都港区	1 多様性の尊重に関する事業の財務事務の執行について	—
東京都江東区	1 指定管理者に係る財務事務の執行及び対象施設の管理運営について	—
東京都町田市	1 経済観光に関する財務事務の執行について	—
北海道	1 コロナ禍における重点政策等と財政収入及び支出に係る財務事務の執行について	改善要望
宮城県	1 道路事業に係る財務事務の執行について	改善要望
茨城県	1 水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行及び経営管理について	改善要望
和歌山県	1 農業振興に関する財務事務の執行について	改善要望
高知県	1 少子化・子育て支援対策事業について	改善要望
函館市	1 公有財産等に関する事務の執行および管理の状況について	改善要望
郡山市	1 保育事業などの子育て支援事業に係る事務の執行について	改善要望
八王子市	1 廃棄物の処理及び再利用の促進に関する事業に係る事務の執行について	改善要望
金沢市	1 公共施設等総合管理計画について	改善要望
甲府市	1 観光振興に係る財務事務の執行について～開府500年記念事業を中心として	改善要望
佐世保市	1 佐世保市立中学校の財務・事務執行	改善要望
東京都荒川区	1 産業振興施策に関する事務の執行について(中小企業支援を中心に)	改善要望

令和4年度包括外部監査 オンブズマン大賞の評価表(対象自治体：岐阜県)

監査人氏名	尾藤 望	監査人資格	弁護士	報告書頁数	報告書 557頁 概要書 102頁
監査テーマ	岐阜県の防災に関する事業(災害予防・災害応急対策・災害復旧)			委託報酬額 11,000,000円	
監査対象等	<p>監査対象は岐阜県の防災に関する事業(災害予防・災害応急対策・災害復旧)であるが、特定の事業をそのまま監査対象とするのではなく、以下の手順で県の防災事業の概要を調査し対象を決定している。</p> <p>1 &lt;防災予算&gt;の推計</p> <p>ア 県地域防災計画が定める事務が「災害予防」35個、「応急対策」35個、「災害復旧」6個あることを確認し、</p> <p>イ 基本的な検討対象を&lt;県地域防災計画&gt;とし、</p> <p>ウ 予算上、防災費・土木費・災害復旧費の項目はあるが、地域防災計画全体に関わる総体としての防災予算が把握されていないことを確認し、</p> <p>エ 監査人自身が作業して、予算データから、①項が「防災費」のもの、②款が「災害復旧費」「土木費」のもの(「都市建築部」予算を除く)、③目が「農業防災事業費」「地山費」のもの、を集計して&lt;防災予算&gt;を推計し、</p> <p>2 対象の決定</p> <p>オ &lt;防災事業の総体&gt;という観点での予算整理が行われていないため、予算は監査対象の(補助的な)判別基準にすることとどめ、</p> <p>カ 防災関連法や地域防災計画の観点から監査対象事業を把握することは、関連法が多数であること、地域防災計画は部署ごとに分散していることのため不適当と判断し、</p> <p>キ 推計した&lt;防災予算&gt;総体をもとに、&lt;過去に県内で発生した災害の状況・担当部局&gt;をもとに監査対象を個別に決定することとし、</p> <p>い 「危機管理政策課」(地域防災計画の策定・実施担当)、「防災課」(防災施策の企画調整・推進担当)、「危機管理課」(消防課が所属)を中心に、</p> <p>ろ 県土整備部の内の道路建設課・道路維持課・河川課・砂防課(基盤整備担当)、土木事務所・農林事務所(災害時の実務を行う)を対象に加え、</p> <p>は 他の部署との関連性・関係性が認められれば全庁的な監査も検討志向することとした。</p>				
対象選定の理由	<p>1 県の39市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域として指定され、大規模災害への備えが必要とされている。</p> <p>2 近年異常気象による豪雨災害が、県内で繰り返し発生していることから、災害への備えとしての災害予防事業のみならず、災害発生時の応急対策事業や災害復旧事業に取り組むべき状況が生じている。</p> <p>3 県の過去の包括外部監査としてはH23年に「基盤整備事業に関する事務の執行及び管理について」があるが、基盤整備事業に関する監査にとどまり、防災事業そのものは監査テーマとして取り上げられていない。</p> <p>4 今後も豪雨災害が繰り返し生じる可能性があり、今後の適切な防災や被災に伴う復旧・復興事業が適切に行われる必要性があり、監査の必要性が高い。</p> <p>5 岐阜市、愛知県、静岡県、三重県で既に防災等をテーマにした包括外部監査が行われている。</p> <p>6 防災に関する事業の年間予算は、県土整備部の防災事業のみで約500億円規模であり、過去2年の災害復旧工事の査定決定額がいずれも100億円を超える。</p>				

<p>監査の視点</p>	<p>1 監査の前提として、  ア 全庁的に防災全般(時系列で災害予防、発災時応急対策、災害復旧)に対処するために制度や職員配置や分担などを統一的に整備すべきである。  イ 発災時の被害を最小に止めるために、毎年経験する小規模な水害発災時の災害応急対策や災害復旧の担当部局を中心に、失敗と成功の事例を検証し、知識と知見を全庁的に深め共有し、県だけでなく、市町村や民間との連携を含めた施策の向上を図るべきである、と認識する。</p> <p>2 具体的な監査視点として、適法性・3E・公平性・透明性を明示し、以下のとおり説明する。  ア 「適法性」は、を狭い意味の法令違反に限定せず、根拠違反と広く捉え、内部規定である要綱等も事務の根拠とし、防災に関する事務は根拠に従って執行する必要がある。  イ 3E監査は地方自治法2条14・15項が根拠であり、  い 効率性＝「事務執行が、同じ費用でより大きな成果を挙げられないか」、有効性＝「事務執行が、所期の目的を達成しているか、効果を上げているか」、であり、  ろ 防災事業においては、事業の有効性の評価は不可欠である。  は 適法性を前提とした3E監査は、適切に事務執行がなされているかの検証である。  ウ 防災の事務において適法性から枝分かれした観点として公平性監査が必要である。それは競争性を働かせるなど3Eにかなう要素があり、適法性・3Eを具体化するものでもある。  エ 手続の適正を担保するため、3Eについて説明責任を果たすために「透明性」監査の必要がある。それは3Eを具体化するものでもある。  オ 指摘は「違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの」、意見は「違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの」である。</p>
<p>監査報告書の概 要</p>	<p>&lt;災害を予防し被害を最小限にするために、災害発生時の柔軟な対応に結びつくことを目指す&gt;という観点から、広い分野にわたって多数の検出事項をあげ、指摘・意見を付している。</p> <p>1 「危機管理部」(地域防災計画担当部署)につき、①実施主体の明確化、②時系列に合わせた整理、③他の計画や指針との整合性の確保、④地域防災計画の公表、⑤県防災会議への知事出席・議事録の保存など、将来の備えとしての有効性・活用性を高め、全庁・全県的な防災対策の司令塔としての役割を果たし、環境変化に対応した施策を実現できる組織へ変貌することを求めるなど、防災事務の有効性・実行性を高める体制作り・環境整備を求める。</p> <p>2 防災課、県防災交流センター、県広報防災センター等につき、①他自治体・民間事業所・住民との協働、訓練、啓発等の諸活動の活性化と改善・進化など。</p> <p>3 道路建設課、道路維持課、河川課、農林事務所(実際の防災活動を担当)につき、過去3年分の定期監査資料を検分し、事務所ごとに、過年度の事象を含めた個別のヒアリングで過去の災害復旧活動などでの小成功・小失敗の事例をくみ上げ教訓化し、文書化・HP公開・全庁的な受災時対応策の策定などの対応施策をとることを求める。</p> <p>4 非常に広範囲にわたって点検・実査を行っている。対象は、契約・補助金、物品管理、施設管理、事業計画、点検業務、土地、動産、水防活動、治山事業、ため池など非常に多岐に亘る。実査先では、多数回のヒアリングを行い、過去3年の防災関係の定期監査を実見し、過去3年の被災自治体からの関係人調査まで行っている。防災事務のハード(施設・設備・機器・道具など有形の要素)とソフト(人材・技術、意識、情報など無形の要素)両面の利活用で防災に貢献できないか、との目的意識で、多数の検出事項を挙げ、指摘・意見を付している。  ア 防災機器・備品について、物品管理チェックにとどまらず、複数の場所に保管される物品の備蓄計画・貸し出し等運用要綱の整備、防災資機材の点検ルール作成など、劣化・適正在庫・保存・運搬など全般にわたって、災害時の即時利用可能性を視野に指摘・意見を付している。  イ 担当者との間で、検出事項について適法性と有効性の観点から詳細な対話を行い、監査期間中に相当数の改善を実現している。  ウ 監査中に発見した職員の優れた工夫・実践の事例を「参考事例」として、全庁的に活用することを求めている。</p>

<p>監査報告書の概要</p>	<p>5 なお、  ア 監査人は監査中に自ら防災士の資格を取り、その知識で県の担当部署・事務を再考して、県の防災事務に横断的な分散や重複があること・災害法規が災害毎に分化され統一的な体系となっていないことを発見し、災害への備えを全庁的に対処する体制が不十分と認識した、としている。  イ 要綱・マニュアルについて、法令・条例等の上位規範との間で違反・不整合等のあるものは是正すべきである、との指摘を多数付している。  ウ 過年度の包括外部監査結果に対する措置状況について、非常に詳細かつ直截な点検を行っている。  エ 前記の「監査視点」から、  い 指摘の全部と意見の相当数について、記載順序を、事実関係の把握→具体的規範の摘示→指摘・意見の陳述と統一し、指摘等が規範を根拠に提起されていることを明確にしておき、  ろ 指摘・意見の語尾を「べきである」「望ましい」と統一している。</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>オンブズマン大賞</p>
<p>コメント</p>	<p>1 岐阜県で発生しそうな災害を過去の実例から予測し、それを予防し被害を最小限にするために何が必要か、という視点に立ち、広い分野にわたって綿密な調査を行っている。その調査結果を踏まえて、防災監査に必要な3つの視点、①災害予防、応急対策事業、災害復旧事業に分ける必要があること、②人材・技術・意識・情報など無形の「ソフト」面と、施設・設備・機器・道具など有形の「ハード」面が必要であること、③県だけでなく、住民の自助・共助、市町村など他団体との協力が不可欠であること、を提示している。  2 検出事項は広範囲・細部にわたり非常に多く、個別の検出事項を上記3視点にフィードバックして指摘・意見としている。指摘・意見はすべて具体的かつ直截であり、活用性はきわめて高い。  3 対象選定の段階から、入念な調査を行い、その結果を踏まえて具体的な監査対象を選定している。この姿勢自体が、賞賛に値する。  4 「監査の視点」について提示した、合規性と3E、公平性と透明性の関係性を論理的に整理したことも、注目すべきである。</p> <p>このように指摘・意見の根拠を整理して説明することは、①包括外部監査では行政判断にわたる事項は取り扱うべきではないという誤った考え方に対する有効な反論の一つともなりえるし、②指摘・意見の実効性を高め促す派生的効果も期待できる(監査人は現実には、県職員にあらかじめ指摘等の概要を説明し反発を受けた際に、規範に合致していること、事務の適切性・効用・効果に寄与することを辛抱強く説明して、ほとんどの場合に説得に成功している)と考えられる。</p> <p>5 東日本大震災以降連年、防災をテーマとする包括外部監査が複数行われているが、優秀なものは少なかった。その最大の原因は、防災に関する従前の監査ではとりわけ3E監査が不十分であったことにあると考えられる(対象選定理由や監査視点の説明で3E点検を標榜しながら、現実には設備・備品の量的点検に終始しているものさえ散見された)。</p> <p>本監査で、監査人は、事業の＜有効性＞に特に重点を置くとともに、①自ら監査中に防災士の資格を取り、②防災専門家3人と意見交換をし、③定期監査報告3年分を実見し、④現場担当者の経験について入念なヒアリングを行う、など非常な努力をして事実の検証・確認と知識の蓄積に努め、その結果、非常に実践的な多数の指摘・意見を提示している。今後の防災をテーマとする包括外部監査にとって、出色の模範となるものと言える。</p> <p>6 さらに、  ア 監査の過程で職員と密接な意見交換をすることによって、多数の事項について監査中にすでに改善を実現したこと、  イ 会計士の補助を得て、法的な観点だけに偏らず、会計面からも適切な指摘・意見が付されていて、非常にバランスのとれた報告となっていること、  の点でも、優れている。</p> <p>大賞とするに十分な、非常に精力的で優れた監査である。</p>

令和4年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：愛知県)

監査人氏名	田口 勤	監査人資格	弁護士	報告書頁数	報告書 337頁 概要書 51頁
監査テーマ	債権の管理回収について ～未収金の解消に向けた取組の対象となりうる債権を中心に～			委託報酬額 18,411,800円	
監査対象等	債権の管理回収事務のなかでも、回収業務の外部委託やマニュアル作成、債権放棄、債務免除、不納欠損処分など収入未済額の解消に向けた取組を行っている債権、過去に収入未済額が発生したことのある債権、潜在的な収入未済額が存在しうる債権 対象部署は、債権を取り扱う全局等				
対象選定の理由	<p>(1) 関心の高まり 2022年4月に発生した、山口県阿武町における、臨時特別給付金の誤送金事件により、自治体が住民に対して公金債権を請求する手続の実効性について、全国的な関心事となった。</p> <p>(2) 債権管理回収の現状 自治体が有する債権には、自治体が自力執行権を有する税債権と税外債権を含む強制徴収公債権と、自力執行権を持たない非強制徴収公債権のほか、自治体が民間人と同様の立場で取得する私債権が存在する。それぞれ、発生から消滅に至るルールは様々であり、管理回収する部署も人も異なるだけでなく頻繁に担当者の異動が生じるため、債権の管理回収は債権ごとに差異がある。また、債権の管理回収事務の一部については、私債権はもちろん強制徴収公債権であっても民間に外部委託されている。</p> <p>(3) 最近の監査テーマや取組との関係 県税の賦課徴収等に係る財務事務については、2016年度包括外部監査のテーマとされているため、県税全般を対象にすることは避けるものの、収入未済額の解消に向けた取組についてはその後の取組を含め、異なる視点で監査する意義がある。税外債権については、2021年施行の税外債権管理に係る基本方針により、収入未済額の解消に向けた全庁的な取組方針が示されたところであり、その取組内容について統一的な視点から、適法性はもちろん、経済性、効率性、有効性(3E)の観点で監査する意義がある。また、債権回収を外部委託している点については、住民福祉の観点から見て、過酷な回収事務が行われていないかという観点をも併せて監査する意義がある。</p>				
監査の視点	<p>明確な「監査の視点」の項目はない。 ただし、適法性はもちろん、経済性、効率性、有効性(3E)の観点で監査する。また、債権回収について、住民福祉の観点から見て、過酷な回収事務が行われていないかも併せて監査する、との言及がある。</p>				

<p>監査報告書の概要</p>	<p>「第1章 総論」「第2章 概要」「第3章 県税の収入未済額の解消に向けた取組」「第4章 税外債権の収入未済額解消に向けた取組」「第5章 債権管理条例案その他」の全5章により構成。</p> <p>第1章は、外部監査の概要、本報告書の構成である。</p> <p>第2章は、債権の意義、県の財政状況等、収入未済額の現状(全体像、税債権の収入未済額の状況、税外債権の収入未済額の推移、各局等の概況)、監査結果のうち複数の局にまたがって存在する問題又は複数の局に向けて注意喚起すべき問題の指摘・意見である。</p> <p>第3章は、県税の収入未済額解消に向けた取組についての説明、監査結果である。</p> <p>第4章は、税外債権の収入未済額解消に向けた取組について、過去の不適切管理事案、2019年度の定期監査、各局等の債権と収入未済額の状況、取組内容、監査結果である。</p> <p>第5章は、債権管理条例の条文案と解説、専決処分事項を追加する必要性と追加すべき事項である。</p> <p>これらのうち、監査対象となった各局等とは、2020度に滞納にかかる収入未済が存在した14局(総務局(県税)および病院事業庁、経済産業局、建築局、教育委員会事務局、福祉局、警察本部、県民文化局、環境局、総務局(税外債権)、保健医療局、建設局、都市・交通局、議会事務局、農業水産局)である。</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>優秀賞</p>
<p>コメント</p>	<p>債権管理の内、未収金の解消にテーマを絞って、精緻な監査がなされている。</p> <p>冒頭の概要では、債権の意義(制度や関係法令)、県の財政状況等、収入未済額の現状の説明が丁寧になされており、教科書的使用ができる。</p> <p>各論の県税および税外収入の収入未済額解消についても、当該債権にかかる制度の概要、根拠法令、債権発生経緯、回収への取組状況などが整理された上で指摘・意見が述べられている。各局等には、それぞれ固有の未収金が発生しているのだが(保健医療局:看護職員修学資金貸付金償還金(私債権)、病院事業庁:医業未収金、経済産業局:中小企業資金特会高度化事業貸付金収入(私債権)、中小企業資金特会設備近代化事業貸付金収入(私債権)、中小企業資金特会違約金(私債権)、愛知県感染防止対策協力金返還請求権(私債権)、建築局:県営住宅管理特会住宅使用料(家賃)(私債権)、県営住宅管理特会駐車場使用料(私債権)、県営住宅管理特会附帯設備使用料(私債権)、教育委員会事務局:高等学校等奨学事業貸付金収入(私債権)、県立学校授業料(非強制徴収公債権)、私費会計、福祉局:生活保護費返還金(公債権)、障害者住宅整備資金貸付金償還金(私債権)、心身障害者扶養共済保険料負担金(私債権)、在宅重度障害者手当返還金(公債権)、高齢者住宅整備資金貸付金償還金・同違約金(私債権)、南知多老人福祉館売買契約解除による違約金及び契約保証金(私債権)、児童措置費負担金(強制徴収公債権)、児童扶養手当返還金(公債権)、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金(私債権)、警察本部:放置違反金(強制徴収公債権)、違約金(私債権)、警察費雑入(私債権)、県民文化局:私立学校奨学資金等貸付金収入(私債権)、同和くらし資金貸付金収入(私債権))、それらがきちんと公債権・非強制徴収公債権・私債権に分類された上で、丁寧な解説が加えられており、理解しやすい。</p> <p>最終章には、債権管理条例案がまとめられている。監査を経て、債権の管理を終了するひとつの方法である債権放棄について、議会の議決を経なければならないことが、債権放棄の支障になっている現状が確認できたところ、債権放棄の円滑化のためには、債権管理条例に基づき議会の議決を経ない債権放棄手続と債権管理を終了することを許容するための根拠が必要であるが、県にはそのような条例が存在していないとして、監査人が自ら案文を示し、そのコメントも付した。加えて、効率的で有効な債権管理のためには、専決処分事項(地方自治法第180条第1項)の範囲を増やすことが望ましいとして、他自治体の状況をふまえ、「その目的の価格が500万円を超えない債権に係る訴えの提起、和解及び調停」を専決処分事項に追加することも提案している。</p> <p>全体として精緻な法的整理、分析をふまえた監査がなされており、説得力がある。未収金回収にかかる監査のひとつの到達点を示したものであり、活用性は高い。</p>

令和4年度包括外部監査 優秀賞の評価表(対象自治体：東京都大田区)

監査人氏名	高峰 正雄	監査人資格	公認会計士	報告書頁数	報告書 293頁 概要書 97頁
監査テーマ	区政におけるガバナンス視点の浸透とその文脈での行政機構の内部統制制度の構築の状況ならびに運用実態の妥当性について			委託報酬額 12,100,000円	
監査対象等	<p>主な監査対象部局は、総務課内部統制推進担当だが、「区政におけるガバナンス視点の浸透とその文脈での行政機構の内部統制制度の構築の状況ならびに運用実態の妥当性について」というメインテーマについて、以下のサブテーマを設定した。</p> <p>①改正地方自治法第150条の準拠状況                  ②外郭団体や出資法人への働きかけ、指導                  ③情報セキュリティ                  ④(外部コミュニケーションにおける)個人情報保護                  ⑤リスク分析                  ⑥BCP(Business Continuity Planning)                  ⑦支払い手続き                  ⑧脱ハンコ                  ⑨内部監査                  ⑩内部通報制度                  ⑪行政オンブズマン                  ⑫外部監査、監査委員監査の指摘事項に対する措置対応の体制                  ⑬行政機構のスタッフィング・後継者育成                  ⑭専門人材の確保                  ⑮ルール制定における多様な視点の反映、監査委員の関与                  ⑯情報発信(区報・HP)・統治機構の明示</p> <p>これにもとづき、1)総務課内部統制推進担当のほか、2)企画経営部企画課、3)企画経営部情報政策課、4)総務課情報セキュリティ対策担当、5)地域力推進部地域力推進課ならびに特別出張所、6)区民部戸籍住民課、7)総務部防災危機管理課、8)総務部総務課法規担当、9)総務部経理管財課、10)会計管理室、11)総務部総務課文書係、12)企画経営部広聴広報課、13)総務部人事課からヒアリングを行った。</p>				
対象選定の理由	<p>我が国では、上場企業、学校法人、スポーツ競技団体等で、組織の内部統制が十分機能せず不祥事が発生する事案が起きている。総務省の研究会は内部統制を、「組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別・評価し、対応策を講じることで、事務の適切な執行を確保すること」と定義している。このような仕組みを制度化し、その取り組みを進めることが、「信頼される行政運営、質の高い行財政運営の実現」、そして地方公共団体における住民福祉の増進に結びつくと思われる。そこで、コーポレート・ガバナンスの向上に取り組んだ経験を活かし、大田区の内部統制制度について客観的に現状を評価し、必要なら軌道修正や見落とししている点について指摘や意見を表明することは重要な意義があると考えてテーマに選定した。</p>				

<p>監査の視点</p>	<p>① 内部統制制度の整備状況の良否にフォーカスする。  ② 内部統制制度の運用状況の善し悪しを分析することは監査の直接の目的とはしないが、調査の過程で判明した運用状況の「重要な」不備については報告書で触れる(運用上の重要とは考えられないエラーは報告書でハイライトしない)。  ③ 運用状況をチェックするための実証的な手続きについては、広範に実施することは計画しない。  ④ 担当者の判断で行った実証的手続きの実施の結果、発見されたエラー・問題点は、内部統制制度の整備状況の問題に還元できるかどうかという視点で分析を進める。  ⑤ 大田区では、内部統制制度の導入に当って、現状では広範囲にリスク分析を実施していないため、現行ルール(要項、要領、ガイドラインなど)が定められていて、それに準拠しているというだけでは、良しとしないスタンスで臨む(ルール自体の妥当性も吟味する)。</p>
<p>監査報告書の概要</p>	<p>16の各サブテーマについて、それぞれ多くのチェックポイントを設定、監査対象となった部局においてサブテーマに関連したリスクをピックアップし、監査人の視点で分析を行っている。疑問と感じる点に関しては担当部局の意見も紹介した上で、監査の視点にもとづき次のとおり見解を述べている。</p> <p>1) 内部統制制度導入について、総務課内部統制推進担当に1指摘・8意見  2) 情報セキュリティについて、①企画経営部情報政策課に4意見、②総務課情報セキュリティ対策担当に1指摘・7意見  3) 個人情報保護について、①地域力推進部、特別出張所に3意見、②戸籍住民課に2意見  4) BCPについて、①防災危機管理課に3意見、②情報政策課に5意見  5) 支払い手続きについて、会計管理室に2意見  6) 脱ハンコについて、直ちに改善を要する指摘事項や改善のための特段の意見はなし  7) 内部通報制度について、総務課内部統制推進担当に3指摘・2意見  8) 福祉オンブズマンについて、広聴広報課に3意見  9) 人材戦略について、人事課に4意見  10) 情報発信・統治機構の明示について、広聴広報課に7意見</p>
<p>監査に対する評価</p>	<p>優秀賞</p>
<p>コメント</p>	<p>行政の事務執行についてガバナンスの視点、内部統制制度の構築状況や運用実態の妥当性について、正面から取り組んだ監査報告書である。各サブテーマごとにチェックポイントを設け、各行政事務で発生しそうな事故などを防止するためのリスク管理体制が構築されているか、その管理体制が十分機能しているか、運用実態は妥当かなどを点検している。問題があると思われる内容に関してはあらためて担当部署に意見を求めるなどし、行政側の認識や運用実態には一定の理解を示しつつ、監査人の視点から検討を要すると考える点に指摘や意見を述べていて評価できる。監査人の指摘や意見は、法令の形式的な違反だけでなく、形式的にはクリアしているように見えても実質的に違反となり得るケース、違反とはいえないとしても適切とは言いがたい場合についても踏み込んでいる。ややもすると、表面的・形式的なチェックでよとする監査報告書があるなかで、実質的な観点からチェックを行っている点もよい。テーマの性質上3Eの観点からの点検はやや弱くはなるが、ガバナンスや内部統制はすべての自治体で重要な課題である。報告書では、組織や業務のいわゆる縦割りに由来する問題点やリスクに関しても改善要望などが述べられている。本テーマは、行政組織全体に共通する問題であることから活用性は高いと思われる。ただ、報告書の表現や言い回しはやや難解である。もう少しわかりやすい表現であればより理解しやすい報告書だったと思われる。</p>

# 包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表(令和2年度)

自治体名	令和2年度監査テーマ	措置評価			
		I アクセス 性	II 措置 対応度	III 説明 責任	総合 評価
青森県	1. 下水道事業及び工業用水道事業に係る財務事務の執行について	B	A	A	A
秋田県	1. 情報システムに関する事務の執行について	B	A	A	A
埼玉県	1. 高齢者の活躍推進及び支援に係る財務事務の執行について	A	A	A	A
東京都	1. 住宅政策本部の事業に関する事務の執行及び東京都住宅供給公社の経営管理について	A	A	A	A
岐阜県	1. 岐阜県の住宅に関する事業	A	A	A	A
静岡県	1. 教育の振興に関する施策の財務事務の執行について	A	A	A	A
和歌山県	1. 県営住宅に関する財務事務の執行について	A	A	A	A
徳島県	1. 情報発信及びデータ利活用に係る事務事業の執行について	A	A	A	A
千葉市	1. 道路・橋梁の整備・維持管理、自転車駐車場・保管場の管理及び自転車を活用したまちづくり事業に係る財務に関する事務の執行について	B	A	A	A
新潟市	1. 農業政策に関する事務の執行について	A	A	A	A
浜松市	1. 外郭団体に対する市からの財政支出等について	B	A	A	A
神戸市	1. 水道事業会計及び工業用水道事業会計の経営に係る事業の管理並びに一般財団法人神戸市水道サービス公社の出納その他の事務の執行について	B	A	A	A
盛岡市	1. 入札・契約事務について	A	A	A	A
甲府市	1. 未利用不動産等に関する財務事務の執行について	A	A	A	A
岐阜市	1. 岐阜市の補助金、負担金及び交付金	B	A	A	A
豊中市	1. 高齢者保健福祉事業及び介護保険事業に関する事務の執行について	A	A	A	A
八尾市	1. 公の施設のうち「指定管理者」が管理運営を行うものに関する事務の執行につ	B	A	A	A
東大阪市	1. 公有財産及び物品に係る財務事務の執行及び管理の状況について	A	A	A	A
尼崎市	1. 財産管理事務の執行状況について	B	A	A	A
松江市	1. 生活保護に関する事務の執行について	A	A	A	A
宮崎市	1. 指定管理者制度に係る管理運営及び事務の執行について	A	A	A	A
那覇市	1. 那覇市の生活保護に関する事業	B	A	A	A
東京都大田区	1. 一般廃棄物処理に関する事務の執行について	A	A	A	A
茨城県	1. 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について	A	A	B	B
神奈川県	1. 本庁庁舎の維持管理に関する財務事務の執行について	C	A	B	B
福井県	1. 道路事業の管理に関する財務事務の執行について	A	A	B	B
山口県	1. 防災に関する施策に係る財務事務の執行について	B	A	B	B
さいたま市	1. 清掃事業に関する事務の執行について	C	A	B	B
横浜市	1. 下水道事業の経営管理について	B	A	B	B
福岡市	1. 業務委託に関する財務事務の執行について	A	A	B	B
熊本市	1. 子ども・子育て支援事業に関する事務の執行について	C	B	B	B
青森市	1. 高齢者福祉および子育て支援の充実にかかる財務事務の執行について	A	A	B	B
八戸市	1. 補助金に関する事務の執行について	A	A	B	B
秋田市	1. 地域産業の振興と雇用の創出に関する施策及び事業の事務の執行について	B	A	B	B
福島市	1. 債権に関する財務事務の執行及び管理について	A	A	B	B
前橋市	1. 公共施設の有効活用・管理に係る財務事務の執行について	A	A	B	B
船橋市	1. 船橋市の補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行について	A	A	B	B
柏市	1. 介護保険事業を含む高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について	A	A	B	B
長野市	1. 財産の管理及び運用に関する事務の執行について	A	A	B	B
豊橋市	1. 市税の賦課徴収等に係る財務事務について	B	A	B	B
岡崎市	1. 水道事業及び下水道事業の事務の執行及び経営に係る事業の管理について	B	A	B	B
豊田市	1. 委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～	A	A	B	B
大津市	1. 教育事業に関する財務事務の執行及び管理について	C	A	B	B

自治体名	令和2年度監査テーマ	措置評価			
		I アクセ シビ リティ	II 措 置 対 応 度	III 説 明 責 任	総 合 評 価
吹田市	1. 下水道事業に関する財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について	A	A	B	B
高槻市	1. 産業振興及び観光振興に関する財務事務の執行について	A	A	B	B
姫路市	1. 農林水産行政における財務に関する事務の執行等について	A	A	B	B
松山市	1. 歳入業務及び債権管理業務並びにその関連支出事務の執行及び運営管理について	A	A	B	B
高知市	1. 市営住宅に係る事務の執行について	B	A	B	B
東京都町田市	1. 外郭団体に係る財務事務の執行等について	A	A	B	B
北海道	1. 債権管理に係る財務事務の執行について	A	A	C	C
岩手県	1. スポーツ振興に係る財務事務の執行について	A	A	C	C
宮城県	1. 宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況	A	C	C	C
山形県	1. 基金の管理及び運用に関する事務の執行について	A	A	C	C
福島県	1. 復興・創生事業に係る事務の執行について(福島県の出資法人及び財政援助団体の復興創生関連事業の執行を含む)	C	A	C	C
栃木県	1. 自然災害対策に係る事務の執行及び事業の管理について	A	A	C	C
群馬県	1. 高齢者施策の実施状況について	A	A	C	C
千葉県	1. 教育に関する財務事務の執行について	B	A	C	C
新潟県	1. 農業振興関連事業に係る事務の執行及び管理の状況について	A	A	C	C
富山県	1. 公立大学法人富山県立大学の財務に関する事務の執行及び管理について	A	A	C	C
石川県	1. 公有財産の管理に関する事務の執行について	A	A	C	C
山梨県	1. 山梨県立学校に係る事務の執行について	A	A	C	C
長野県	1. 環境施策に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
愛知県	1. 女性の活躍促進事業に関する財務事務の執行について	A	B	C	C
三重県	1. 県民の生命と健康を守るための「医療」「感染症対策」「食の安全」等に関する事務の執行について	D	A	C	C
滋賀県	1. 観光施策(関連する施策を含む)に関する財務事務の執行について	A	B	C	C
京都府	1. 勤労者福祉会館の現状と課題について	A	A	C	C
大阪府	1. 私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について	A	B	C	C
兵庫県	1. 県営住宅に関する財務事務の執行及び事業の管理について	A	A	C	C
奈良県	1. 出資法人に係る財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について	A	A	C	C
鳥取県	1. 総務部行財政改革局資産活用推進課が所管する公有財産の管理に関する財務事務の執行について	B	A	C	C
島根県	1. 外郭団体(財政的援助団体を含む)の事業等の適正化について	C	A	C	C
岡山県	1. 県単費事業に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
広島県	1. 広島県の働き方改革に関連する事業に係る財務事務の執行及び事業の管理について	A	A	C	C
香川県	1. 子ども・子育て支援に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
愛媛県	1. 観光及びこれに関連する事業に関する財務事務の執行について	C	A	C	C
高知県	1. 林業及び水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について	A	A	C	C
福岡県	1. 補助金等に係る財務事務の執行について	A	A	C	C
佐賀県	1. 産業振興施策に関する財務事務の執行及び事業の管理について	A	A	C	C
長崎県	1. 長崎県の補助金事務の執行について	A	A	C	C
熊本県	1. 熊本県のITガバナンスと情報システムの有効性について	A	A	C	C
大分県	1. 雇用労働政策に係る事務の執行及び事業の管理について	A	A	C	C
宮崎県	1. 農林水産事業の補助金等に関する財務事務の執行について	C	A	C	C
鹿児島県	1. 随意契約に係る事務の執行について	A	A	C	C
札幌市	1. 下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理	A	B	C	C
川崎市	1. 川崎市の路線バスネットワーク・地域交通の充実に係る事業・事務 2. 自動車運送事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理	A	A	C	C
相模原市	1. 子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について	B	C	C	C
京都市	1. 自動車運送事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について(関連する施設・外部団体を含む)	A	A	C	C
大阪市	1. 市政改革プラン2.0「新たな価値を生み出す改革」(行革編)の検証～目標設定・取組実績の精査から、市政改革プラン3.0へ～	A	A	C	C
堺市	1. 防災及び危機管理に関する事務の執行について	A	A	C	C
岡山市	1. 指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営	B	B	C	C
広島市	1. 扶助費に係る財務事務の執行について	C	B	C	C
北九州市	1. 子ども・子育てに関する支援事業(保育事業含む)の事務の執行について	A	A	C	C

自治体名	令和2年度監査テーマ	措置評価			
		I アクセ シビ リティ	II 措 置 対 応 度	III 説 明 責 任	総 合 評 価
函館市	1. 補助金等に関する事務執行状況について	B	C	C	C
旭川市	1. 基金に係る事務及び基金に関連する事業の執行について	A	B	C	C
山形市	1. 債権管理に関する事務の執行について	A	C	C	C
いわき市	1. 学校教育に関する財務事務の執行について	C	A	C	C
郡山市	1. 3R推進課の事務の執行について	A	A	C	C
	2. 公益財団法人郡山市観光交流振興公社の運営に係る事務の執行について				
水戸市	1. 公有財産等の管理に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
高崎市	1. 農業振興に関する事務の執行について	A	A	C	C
川越市	1. 観光振興及び街づくりに関する施策に係る事務の執行について	A	A	C	C
川口市	1. 廃棄物処理事業について	A	A	C	C
越谷市	1. 消防事業に関する事務の執行について	A	A	C	C
富山市	1. 環境対策事業に係る財務に関する事務の執行について	A	A	C	C
金沢市	1. 公園に関する財務事務の執行について	D	B	C	C
福井市	1. 都市戦略部が所管する事業における財務事務の執行等について	A	A	C	C
枚方市	1. 補助金等に係る財務事務の執行について	B	A	C	C
寝屋川市	1. 水道事業に関する事務の執行について	A	A	C	C
明石市	1. 水道事業に関する事務の執行について	A	A	C	C
西宮市	1. 市営住宅の管理運営について	A	A	C	C
奈良市	1. 水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について	A	A	C	C
和歌山市	1. 消防事業に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
鳥取市	1. 新市庁舎建築等に関する財務事務の執行について	A	A	C	C
呉市	1. 内部統制の整備状況及び運用状況(全庁的な体制及び業務レベル(歳出)のリスク対策)	A	A	C	C
福山市	1. 道路に関する事務の執行及び管理について	A	A	C	C
下関市	1. 外部委託に関する事務の執行について	A	B	C	C
久留米市	1. 環境部に係る事務の執行について	A	A	C	C
佐世保市	1. 佐世保市の情報公開及び情報管理	B	A	C	C
大分市	1. 補助金、交付金及び負担金に関する事務の執行について	A	A	C	C
東京都港区	1. 環境に関する事業の財務事務の執行について	C	A	C	C
東京都荒川区	1. 「申請手続の簡素化・合理化と区民サービスの向上」～主に電子申請・郵送申請の積極的活用について～	A	A	C	C
沖縄県	1. 沖縄県病院事業局における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について	B	D	D	D
仙台市	1. 人件費及び人件費関連支出に関する事務の執行について	D	D	D	D
静岡市	1. 防災に関する事業の財務事務の執行について	A	D	D	D
名古屋市	1. 委託料についての財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理	A	D	D	D
宇都宮市	1. 環境部に係る事務の執行及び事業の管理について	A	D	D	D
横須賀市	1. 観光及び港湾に関連する財務事務(契約事務を含む。)の執行等について	A	D	D	D
倉敷市	1. 市保有財産の管理及び過年度包括外部監査に対する措置対応状況について	A	D	D	D
高松市	1. 持続可能な財政運営	A	D	D	D
鹿児島市	1. 自然災害に対する防災、危機管理に関する事業の執行、取組み及び財務事務について	D	A	D	D
東京都江東区	1. 情報システムに関する事務の執行について	A	A	D	D
八王子市	1. 産業振興事業について(産業振興における観光事業、農林事業、産業政策事業に係る事務の執行について)	E	E	E	E
長崎市	1. 水道及び下水道事業に関する事務の執行について	E	E	E	E

監査対象事項分類表（令和4年度）

対 象 分 類		自 治 体 名
1	税・国保料・収入金・手数料・ 税収入減免	北海道①、◎ <b>愛知県</b> ①、奈良県、広島市①、 宇都宮市、東大阪市、尼崎市
2	財産管理（物品・現金・基金）	佐賀県、岡山市、函館市①、八尾市、姫路市、 松江市
3	不動産・施設管理 （施設（スポーツ・文化・図書館・ 福祉・公園・動物園等）、指定管 理者）	福井県、福岡県、熊本県、鹿児島県、横浜市、 新潟市、広島市②、函館市②、旭川市、○ <b>船橋市</b> 、 ○ <b>富山市</b> 、金沢市、松本市、豊橋市、吹田市、 ○ <b>下関市</b> 、松山市①、東京都江東区
4	債権・債務（貸付金・未収金・ 資金・債権管理・地方債・借入金・ 債務保証・損失補償）	○ <b>山梨県</b> 、◎ <b>愛知県</b> ②、○ <b>千葉市</b> 、広島市③、 寝屋川市、○ <b>呉市</b>
5	医療・保健（病院・保健所）	
6	教育（学校（幼・小・中・高・大・ 職業訓練校）、教育委員会・学校 給食）	北海道②、栃木県、○ <b>八戸市</b> 、郡山市①、前橋市、 高崎市、倉敷市、高知市、佐世保市、宮崎市
7	試験研究機関	
8	部局・出先機関	
9 公 営 事 業	①地方公営企業に属するもの	
	I 上下水道・農工業用水	岩手県、茨城県、神奈川県、仙台市、京都市、 山形市、福島市、水戸市、川口市、越谷市、明石 市
	II 公営交通	
	III 電気・ガス事業	
	②産業振興に属するもの	
	I 産業振興・まちづくり（住環 境整備）	静岡県、岡山県、香川県、相模原市、熊本市、 豊田市①、久留米市、東京都荒川区
	II 農林水産・土地改良	秋田県、埼玉県、長野県、滋賀県、和歌山県、 鳥取県、盛岡市、○ <b>福井市</b> 、○ <b>大分市</b> ①
	III 観光	三重県、甲府市、豊田市②、東京都町田市
	IV 市場	札幌市、○ <b>大分市</b> ②
	③上記以外の事業	
	I 道路・港湾・河川	宮城県、東京都①、○ <b>兵庫県</b> 、○ <b>広島県</b> 、大津市、 松山市②
	II 土地区画整理事業・市街地再 開発事業	
	III 自然・環境・ごみ・清掃・衛 生	徳島県、北九州市、○ <b>青森市</b> 、川越市、 八王子市、鹿児島市
	IV 住宅	青森県、島根県

	V 公営ギャンブル	北海道③
10	特別会計	
11	外郭団体（公社・財団・社団・社会福祉・出資法人・第三セクター等）	福島県、東京都②、新潟県、石川県、○大分県、宮崎県、○沖縄県、○堺市、高松市、長崎市、○那覇市
12	補助金・寄付金・負担金・交付金	愛媛県、神戸市、○福岡市、秋田市、岡崎市、一宮市
13	契約・入札・請負・委託	枚方市
14	人件費	
15	議会・政務活動費	
16	情報システム	千葉県、○山口県、和歌山市
17 社 会 福 祉	I 生活保護・自立支援・就労支援	
	II 子育て・保育園等・児童・高齢者・障害者・介護	山形県、群馬県、高知県、さいたま市、○川崎市、郡山市②、○横須賀市、鳥取市
	III 雇用労働施策	富山県
	IV 人口対策	
18	消防・警察	大阪府、いわき市
19	過年度の外部監査に対する自治体の措置状況	○岐阜市
20	防災・危機管理・安全	◎岐阜県、○浜松市、名古屋市、○大阪市、柏市、豊中市、奈良市、福山市
21 そ の 他	I 業務改革の推進	
	II 条例に基づく事務執行	
	III スポーツ・芸術振興	西宮市
	IV 情報公開	
	V 事務事業	
	VI 広報	
	VII 地域活性化	長崎県
	VIII 不測の事態	
	IX 社会福祉法人指導監督	
	X 窓口業務	高槻市
	XI 多様性の尊重	東京都港区
	XII 包括外部監査制度	京都府
	XIII 内部統制	静岡市、長野市、◎東京都大田区

※2022年版のイエローブックから、少し分類型を変えた。

※太字は、優秀賞・活用賞のもの（優秀賞には◎、活用賞には○をした）

※上記分類は、形式的なテーマ名にはこだわらず、実質的に他の分野に関連するものは該当する分野にも表示している。

## ◆包括外部監査の活用 10箇条◆

### 1. まず包括外部監査を以下「料理」に例え、 比喩的にコメントします。

- ①店（都道府縣市町村区134店）捜せば出てくる 美味しい料理（3553品）
- ②メニューと調理法 学べぬものなし（テーマと検討、対処法は多種多様）
- ③材料吟味と味付け（あなたの頭と足で）
- ④おいしさは第1に真実せまるもの（事実調査度）
- ⑤おいしさは第2に行政意義をただすもの（有効性）
- ⑥おいしさは第3にルールの点検度（適法性）
- ⑦おいしさは第4に喜ぶ市民と程度（効率性）
- ⑧安くておいしい これぞ醍醐味（経済性）
- ⑨見た目も食べたくなるもの（判りやすさと取り組みやすさ）
- ⑩我が家の料理に活かせるもの（我が自治体への活用度）

### 2. 難しい報告書の易しい読み方…（報告書入手：DVD-ROMと自治体のHP）

- ①関心のあるテーマのものから読む
- ②近い（市町村・都道府県と自治体規模）ものから読む
- ③知っている類似問題を探そう
- ④対象をめぐる法と条例、規則は？ その法の目的は？
- ⑤対象の行政はどういう手続をとっているか（必要か）
- ⑥監査人はどこが悪いといっているか
- ⑦監査人はどうすればよいと指摘したり、意見を述べたりしているか
- ⑧監査人の具体的な指摘・提言でよくなるか考えよう
- ⑨監査人はどんな調査（検査）で述べているか、自分で調べるために
- ⑩読んで判らず、聞いても判らぬものは、無理に読む価値もない

### 3. 監査報告書の活用法（市民編…課題）

- ①改善を求めた指摘・意見はどう対応措置されたか聞き視て調べよう
- ②解決していないものは今後の追加措置を要望しよう
- ③違法・不当で自治体への損害回復は必要ないか調べよう
- ④不明な点は情報公開で追加調査しよう
- ⑤住民監査や住民訴訟に使えるか検討しよう
- ⑥他の自治体の指摘点は我が自治体でもあるのではとマネして調べよう
- ⑦調べて④→③→⑤の順でやる価値があればやってみよう
- ⑧自治体の未来へ活かす方法は必ずある
- ⑨マニフェスト（政権公約）化へ求める方法はないか
- ⑩自治体を学ぶ市民の実践テキストにしよう

### 4. 監査報告書の活用法（議員編）

- ①監査報告への勉強・質疑（監査人と行政へ）
- ②類似テーマ監査のアクセス（通信簿も入手）
- ③行政課題と問題把握の速習法（3Eや適法性）
- ④必要テーマへ調査研究費を使う
- ⑤マニフェスト（公約）「事業仕分け」に使えるものを捜す
- ⑥市民・業者の不当な要求にこういう辛口意見もあると教え、牽制する
- ⑦補助金、委託契約、援助団体に「気」をつける
- ⑧不当な既得利権に加担、近寄らぬ信号にする
- ⑨財政の根拠と共に自治体改革（地方主権・地方分権）の未来を語ろう
- ⑩学んだ正しいことは自分の意見として有権者へ話そう

## 外部監査制度のあらまし

	包括外部監査	個別外部監査
趣旨	①地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化 「独立性」は契約によることで担保 「専門性」は弁護士、公認会計士等と契約することで担保 ②地方公共団体の監視機能に対する住民の信頼性の向上	
特徴	外部の専門家との契約にもとづく監査 ・財務監査の外部化【法で義務づけ】 ・財務援助団体等に対する監査の外部化【条例により導入】 対象団体 ①県が財政的援助を与えている団体 ②県が出資しているもので政令で定める団体 ③県が借入金の元金または利子の支払いを保証している団体 ④県が受益権を有する信託で政令で定める団体 ⑤県が公の施設の管理を委託している団体	・請求・要求に基づく監査の外部化【条例により導入】 ①有権者の50分の1以上の署名による事務監査請求 ②議会からの監査の請求 ③長からの監査の要求 ④長からの財政援助団体等の監査の要求 ⑤住民からの監査の請求 ※①～④について外部監査によるか否かは監査委員の意見を踏まえ議会が判断 ⑤については監査委員が判断
適用団体	都道府県、政令指定都市、中核市(人口30万以上)→法で義務づけ 他の地方公共団体(市町村) →条例で定めた会計年度について導入	全地方公共団体→条例により導入
外部監査契約		
相手方	自然人1人に限る 弁護士、公認会計士、会計検査院・監査委員OB等、(必要と認めるときは)税理士	
締結時期	毎会計年度当初	請求・要求の都度
終期	当該年度末(法定)	個々の契約で決定
内容	地方自治法 第2条14項(住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果) 15項(組織および運営の合理化、規模の適正化) の趣旨を達成するための監査と結果報告 ※最低1回は義務付け	請求・要求にかかる事項の監査と結果報告
監査対象	外部監査人が自らの見識に基づき選定したテーマ	外部監査によることを請求・要求されたテーマ
議決	必要	必要(包括外部監査人と契約する場合は不要)
制限	同一人と連続契約するのは3回まで	
補助者	予め監査委員と協議し、補助者を使用できる	
関係人調査	予め監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることもできる	

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、  
 (1)包括外部監査人による、①普通会計の財政健全化調査、②公営企業会計の経営健全化調査、③財政健全化団体・財政再生団体・経営健全化団体の監査、  
 (2)個別外部監査人による財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画に対する長の要求による監査も導入されている。